



# 給水装置・給水装置工事について



☎ 燕・弥彦総合事務組合水道局 0256-77-9400（代表）

Q. 給水管は誰の所有になりますか？

A. 配水管の分岐部から蛇口までの施設を「給水装置」といい、お客様の所有（財産）になります（水道メーターを除く）。



Q. 水道を新しく引き込む場合、加入金や負担金はいくら納めればよいですか？

A. 加入金、負担金ともにいただきません。  
なお、給水装置工事の竣工時に「設計審査・検査手数料」を工事1件あたり 1,000 円納めていただきます。



Q. 50メートルくらい給水管を引きたいのですが、水道局のほうで引いてもらえますか？

A. 距離を問わず、給水管を布設する工事費用は全て施主（工事申込者）の負担で行っていただきます。  
水道局の補助はありません。  
口径を変更する等の改造工事も同じです。



Q. 公道内に埋設されていて自宅に引き込んである給水管を入れ替えたいのですが、公道内なので水道局で工事してもらえますか？

A. 公道内に埋設されていたとしても、給水管の改  
造工事は所有者であるお客様の負担で行ってい  
ただきます。



Q. 水道の所有権を変更するにはどうすればよいですか？

A. 「給水装置所有権変更届」を記入し提出してくだ  
さい。

[給水装置所有権変更届はこちらをクリック](#)



Q. 給水方式にはどのようなものがありますか？

A. 次のようなものがあります。

**【直結直圧式】**

配水管の水圧で水道水を蛇口まで直接給水

**【直結増圧式】**

給水管の途中に増圧ポンプを設置して水道水を蛇口まで給水

※ なお、当水道局では配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプを給水管に直結することは認めていません。

**【受水槽式】**

配水管からの水道水を一旦貯水槽に受けた後、ポンプ等により蛇口まで給水

**【直結・受水槽併用式】**

一つの建物内で直結式と受水槽式の両方を併用



Q. 新築等による給水装置工事の申し込みをするにはどのような手続きが必要ですか？

A. 燕・弥彦総合事務組合が指定した「指定給水装置工事事業者」が全ての手続きを代行します。  
なお、工事費用はお客様の負担となります。

[指定給水装置工事事業者はこちらをクリック](#)



Q. 水道メーターの口径を変更したいのですが、どうすればよいですか？

A. 水道メーターの口径変更は給水装置の改造工事になります。口径変更が可能かどうか、支障はないか等、「指定給水装置工事事業者」に相談してください。

なお、工事費用はお客様の負担となります。

[指定給水装置工事事業者はこちらをクリック](#)



Q. 新築工事が終わり、水道料金の請求先を自分の名義に変更したいのですが、どうすればよいですか？

A. お客様の新築住宅の水道工事を担当した「指定給水装置工事事業者」が手続きを代行しますので、建築会社やハウスメーカーを通して工事事業者へお問い合わせください。

※ 水道工事を伴わない場合の変更は直接水道局へご連絡ください。

